

「ふね遺産」(応募様式) : A4一枚に収め、それ以上は別途資料添付して下さい。

2016年12月11日提出 氏名(個人名または団体の代表者名) : 新開明二

所属(個人は住所) : ふね遺産西部地区調査検討委員会

メールアドレス : shinkaishinkai2015@outlook.jp

その他の連絡先 : 〒813-0011 福岡市東区香椎5-11-8 TEL 092-681-0313

	内容	備考
1. 対象物・資料の名称・所属または所有者	・ 遠賀川五平太舟(川ひらた) ・ 北九州市「時と風の博物館」、福岡県立折尾高校、芦屋町中央公民館、飯塚市歴史資料館、田川市石炭博物館	近代日本の凌明期、筑豊炭田の石炭は、「遠賀川」の水運、その支流「堀川」を經由して洞海湾・若松港まで運ばれた。その輸送を担った小さな船(川舩(かわひらた))は五平太舟とも呼称。
2. 対象物の作成・存在時期	江戸時代から明治時代にかけて石炭輸送手段であった川舩と呼ばれる川舟があった。明治時代になると、鉄道や軽便鉄道が敷設されるようになり、筑豊炭田では石炭が鉄道で輸送されるようになった。このため、石炭の主たる輸送手段は次第に川舩から鉄道へと変化した。石炭輸送変遷を物語る一証拠物件。	積載量は大型で9トン(長さ13m余、幅3m余)、標準型で6トン、小型で3トン。天保年間5,000隻、明治18年8,800隻が記録されているが、明治24年鉄道等敷設により、急激に隻数を減じ。最後の1隻が昭和14年(1939年)姿を消す。
3. 現状(写真添付)	 <p>大型川ひらた(福岡県指定有形文化財) [折尾高校管理]</p>	 <p>大型川ひらた(福岡県指定有形文化財) [芦屋町教育委員会管理] 小型川ひらた(神社奉納船材より復元) [飯塚市歴史資料館管理]〈別途明示〉</p>
4. ふね遺産認定基準の該当項目	【認定対象】(1)、(4)  【認定基準】技術発展(6)、(9)、(12)	五平太舟と呼称されてきた川舟総体を認定対象とする。認定対象を構成する例示物件として、大型の川ひらた(実物)2件。小型の川ひらた1件。
5. 歴史的・工学技術的意義	日本の河川舟運で利用された川舟の典型的な一つ。船の構造は浅い川での運送に便利のように喫水を浅くし、船べりを広く取って造られており、特に浅瀬を通過するとき船体が“しなる”ように設計されている。川舟製作術伝承の技術情報資料としての価値が高い。	遠賀川では帆を張ることもあったが、堀川では棹(さお)を使って船を進めた。江戸時代では年貢米、木材、石炭等が運送された。日本の他の河川舟運では無い石炭輸送が特徴であり、瀬戸内海の製塩用の燃料として利用。
6. 参考資料・文献(本表に収まらない場合は別途添付する)	田中、岩尾、苦瀬 : 筑豊炭田における石炭輸送手段と輸送物資の変遷に関する研究、第38回土木計画学研究発表会、2008。 長弘 : 遠賀川の水運交通に関する研究、土木史研究、第13号、1993。	筑豊近代遺産研究会編 : 筑豊炭田近代化産業遺産群、パンフレット。 筑豊市民遺産 : 遠賀川水運関連遺産、パンフレット。